

2024年2月1日

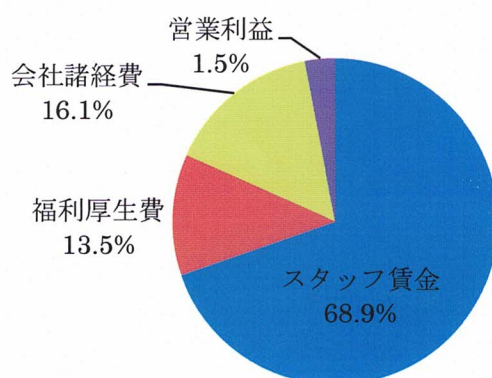
マージン率等の情報公開

株式会社シャフトシステム
代表取締役社長 小泉 嘉彦

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、派遣元事業主である弊社は、毎事業年度終了後に「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(以下:「マージン率」)を公開する事が義務付けられました(法第23条第5項)。下記の通りマージン率等を公開致します。

記

- 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
 労使協定を締結していない 労使協定を締結している
・協定書の有効期間終期:2024年3月31日
・協定労働者の範囲:技術職の業務に従事する60歳未満の従業員
- マージン率:31.1%
- 対象期間:2023年1月1日~2023年12月31日
- 計算式:(派遣料金の平均額-派遣労働者の賃金)÷派遣料金の平均額
- マージン率に含む項目:
 - ・弊社の事務所運営費用(事務所家賃や事務所従業員の人件費、等)
 - ・弊社が負担する社会保険料 ・弊社での教育訓練費
 - ・福利厚生費 ・有給休暇費用 ・営業利益 ・その他雑費
- 派遣料金を100とした時の内訳:



- 派遣労働者数:25名
- 派遣先数:10
- 段階的かつ体系的な教育訓練に関する事項:
 - ・ビジネスマナー研修 ・コミュニケーション研修
 - ・個人情報保護研修 ・知的財産に関する研修